

平成30年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成30年 6月12日（火）

午前 9時57分 開 会

午後 2時30分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 議長報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 報告第 1号 平成29年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
日程第 6 報告第 2号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
日程第 7 報告第 3号 平成29年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第 8 議案第 1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第2号）
日程第 9 議案第 2号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○追加日程

- 日程第10 議案第 3号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第 4号 教育委員会教育長の任命について
日程第12 議案第 5号 議員の派遣について
日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君
総 務 部 長	中 島 純 一 君	市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	浦 川 学 央 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 長	山 崎 智 弘 君
市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教 育 部 指 導 参 事	栗 井 康 裕 君	監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君
総 務 課 長	深 村 栄 司 君	企 画 課 長	稲 井 健 二 君
財 政 課 長	堀之内 孝 則 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次	長	菊 田 健 二 君
書 記	壽 永 美 和 君	書	記	池 田 茂 喜 君

開会 午前 9時57分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成30年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

ここで、去る5月30日に開催されました全国市議会議長会第94回定期総会において、議員15年以上の功績で三上裕久議員、山口清悦議員、柴田文男議員が、議員10年以上の功績で本間保昭議員が一般表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時03分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において山口議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間といたしたいと思いを。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日、平成30年第2回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして一般会計補正予算等諸議案と報告案件等をご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告についての発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。平成30年2月20日から平成30年5月29日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。私から別途、以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。

最初に、平成29年度の各会計決算につきましてご報告させていただきます。この件につきましては、第3回定例会におきまして正式な手続を踏みまして議会の承認を求めることになるわけですが、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、その概要につきまして簡潔にご報告申し上げます。一般会計は6億6,427万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金が主な要因となっております。その他といたしましては、歳入では市税が予算に対して9,530万円の増となっており、歳出では介護保険特別会計繰出金が4,195万円の減のほか、各事業の歳出抑制に努めたことなどによるものであります。なお、繰越明許費繰越額が8万円ありますので、それを差し引いた6億6,419万円が実質収支額となります。次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は2,477万円の収支不足となり、30年度会計からの繰り上げ充用金で補填したところでございます。公営住宅事業特別会計は5,858万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金及び経費節減などによるものです。介護保険特別会計の保険事業勘定は1億3,907万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金及び保険給付費の減などによるものです。次に、介護サービス事業勘定は2,006万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金などによるものです。また、後期高齢者医療特別会計は109万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金などによるものです。土地区画整理事業特別会計は歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。続きまして、企業会計におきましては、下水道事業会計は収益的収支で6,222万円の純利益となりました。また、資本的収支では5億5,553万円の差し引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところです。病院事業会計は、収益的収支で5,700万円の純損失となりました。また、資本的収支では4億4,308万円の差し引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところです。以上、一般会計ほか各会計の決算概要につきましてのご報告といたします。

続きまして、農作物の生育状況についてご報告いたします。本年は例年に比べ積雪が多かったことから、農作業のおくれが心配されましたが、3月下旬から急速に雪解けが進み、農作業の開始は平年並みとなりました。4月下旬から5月にかけては気温の高い日が多く、日照時間も延びたことから、農作業、作物の生育ともに順調に進んでいる状況です。6月1日現在の主な作物の生育状況ですが、水稻は移植期が平年より1日早い5月23日となり、移植作業は順調に進み、ほぼ移植を

終えている状況です。秋まき小麦は、気温が高く推移したため、生育は平年並みに進んでいます。大豆は、播種が平年より1日早く、作業は順調に進んでいます。タマネギは、好天により生育は良好で、平年より2日早く進んでいます。リンゴは、生育は順調で、好天により満開期は平年より4日早い5月24日となったところです。菜種は、開花期が平年より2日早い5月18日となり、開花は100パーセント進み、生育も順調に進んでおります。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

平成30年2月20日から平成30年5月29日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下1点について口頭でご報告申し上げます。

北海道150年及び滝川市制施行60年を記念し、高畑利宜氏の「イシカリ探検とアイヌ美術の世界展」が今月16日から美術自然史館にて開催されます。高畑利宜氏は、明治5年の石狩川流域の探査以来、現在の国道12号に当たる上川道路の開削に当たるなど、上川通として北海道の開拓使の中でも重要な役割を果たし、滝川を初めとする空知、上川地方の開拓の基礎を築き上げた北の先駆者であります。高畑文書は、滝川市郷土館にも収蔵され、滝川市の指定文化財にもなっているところですが、今回の特別展では高畑の空知探検の時代を中心に、石狩川中流、上流域のまちの形成にかかわった歴史資料など約160点を展示いたします。特に今回ご注目いただきたいのは、北海道大学附属図書館、北海道大学フィールド科学センター植物園、北海道博物館等からお借りする古地図及びアイヌ民具、アイヌ風俗画です。これらが一堂に展示されるのは大変貴重な機会であり、ぜひとも議員の皆様を初め、多くの市民の皆さんにごらんいただきたいと思います。8月26日までの会期中は、講演会や高畑文書を読み解く古文書講座、アイヌ民族楽器のムックリをつくるワークショップなど特別展にあわせたさまざまな普及事業にも取り組みます。北海道150年及び滝川市制施行60年という大きな節目を記念します今回の特別展でございますので、多くの市民の方に足をお運びいただきますよう、また議員の皆様にもPRのご協力をよろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 平成29年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第5、報告第1号 平成29年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

てを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 平成29年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成29年度滝川市一般会計補正予算（第8号）において、道営土地改良事業負担金及び公営住宅事業特別会計繰出金について地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところであります。この翌年度に繰り越す2事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものであります。

6款1項、道営土地改良事業負担金、翌年度繰越額1,537万5,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として地方債が1,530万円で、一般財源が7万5,000円であります。

8款5項、公営住宅事業特別会計繰出金、翌年度繰越額2,550万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が同額の2,250万円でございます。

以上、報告第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第2号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第6、報告第2号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第2号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明をいたします。

平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）において、平成29年度における社会資本整備総合交付金を活用した2つの工事につきまして地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費として議決をいただいたところでございます。この翌年度に繰り越す2つの工事につきまして繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

1款2項、銀川団地1号棟屋上防水改修工事、翌年度繰越額1,200万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として他会計繰越金が600万円、地方債が600万円でございます。

同じく1款2項、一の坂団地8―1号棟内部給排水管改修工事、翌年度繰越額3,900万円、

これに係る財源内訳につきましても同様に未収入の特定財源として他会計繰入金が1,950万円、地方債が1,950万円でございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第3号 平成29年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて

○議長 長 日程第7、報告第3号 平成29年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第3号 平成29年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてご説明をいたします。

今回の繰り越しにつきましては、北海道が実施する石狩川流域下水道事業の設備更新工事において年度内に工事を完成させることができなかったことから、滝川市が負担すべき流域下水道建設負担金を翌年度に繰り越ししたることについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

1款1項流域下水道建設負担金、翌年度繰越額1,446万3,812円、これに係る財源内訳ですが、企業債1,440万円、出資金6万3,812円でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎発言の訂正について

○議長 長 ここで、発言の訂正の申し出がございますので、これを許したいと思います。建設部長。

○建設部長 先ほど報告第2号の関係で銀川団地1号棟屋上防水改修工事の未収入の特定財源のところで他会計繰越金と表現いたしましたが、他会計繰入金の間違いでございます。

失礼いたしました。

◎日程第8 議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第2号）

○議長 次に、日程第8、議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、労務単価の改定に伴う除雪等委託料の補正並びに社会資本整備総合交付金の内示に伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の補正などが主な理由となっております。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億392万2,000円を追加し、予算の総額を199億4,583万1,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額471万円の増額についてですが、ふるさと納税の推進に要する経費261万円の増額につきましては、ふるさと納税寄附額の増額を目指し、官民一体となって取り組みを進めるために設立したふるさと発展推進会議に対し補助金を交付し、首都圏及び他府県でのシティーセールスPR事業において滝川市の知名度向上やふるさと納税推進活動を実施するため補正したいとするもので、費用の全額をふるさと基金から繰り入れしたいとするものでございます。自治体国際協力促進事業に要する経費210万円の増額につきましては、平成23年度から一般財団法人自治体国際化協会による自治体職員協力交流事業を活用して受け入れてきたモンゴル国からの農業技術研修員に対し、現地でのフォローアップ並びに農業分野以外の技術を習得したいとする要望に対応するため、現地における実態調査や意見交換等を行う専門家と関係者を派遣することとし、その実施主体である（仮称）モンゴル国ウブルハンガイ県地域開発支援事業実行委員会に対し補助金を交付するために補正したいとするもので、費用の全額が自治体国際化協会の自治体国際協力促進事業助成金で措置されるものでございます。

2款1項7目市民生活推進費、補正額44万3,000円の増額につきましては、消費者行政推進事業に要する経費の補正でございます。消費生活相談員等の資質を向上させ、消費生活相談がより一層適正かつ迅速な対応となることを目的に国民生活センターなどが開催する研修に相談員を積極的に参加させ、国家資格である消費生活相談員資格取得を目指すとともに、パンフレット等を配布し、地域や学校における啓発活動を行いたいとするもので、費用の全額が北海道消費者行政推進事業補助金で措置されるものでございます。

3款3項1目生活保護費、補正額162万円の増額につきましては、生活困窮者自立支援事業に要する経費の補正でございます。平成30年度における生活保護基準等の見直しに伴い、生活保護システムを改修するため補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省の生活困窮者就労

準備支援金事業費補助金で措置されるものでございます。

4款1項4目環境衛生費、補正額480万円の増額につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業等に要する経費の補正でございます。第2次滝川市環境基本計画地域行動計画に基づき展開します市民運動エコライフたきかわに、環境省が推進している国民運動、クールチョイスの視点を踏まえ、地域でのクールビズ、ウォームビズやエコドライブなどの低炭素ライフスタイルの普及啓発活動を行いたいとするもので、費用の全額が一般財団法人環境イノベーション情報機構の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で措置されるものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額1,459万7,000円の増額についてですが、農業の振興に要する経費943万2,000円の増額につきましては、今冬の記録的な大雪と平成30年3月9日の降雨により、旧農業開発公社倉庫のうち2号倉庫及び3号倉庫の2棟が倒壊したことから、撤去工事を実施するため補正したいとするもので、費用の全額が全国市有物件災害共済会の災害共済金で補填されるものでございます。担い手育成に要する経費516万5,000円の増額につきましては、認定農業者等の地域の担い手が金融機関から融資を受けて農業機械等を導入する際、費用の3割、融資額または300万円のいずれか低い額を助成する経営体育成支援事業について採択を受けた2件の経営体に対し助成金を支出するため補正したいとするもので、費用の全額が北海道の強い農業づくり事業費補助金で措置されるものでございます。

次のページをお開き願います。8款2項1目道路維持費、補正額1,493万8,000円についてですが、道路・橋りょうの維持に要する経費432万8,000円の増額、街路樹の整備に要する経費27万2,000円の増額、除雪・排雪対策に要する経費911万円の増額、流雪溝の維持管理に要する経費122万8,000円の増額につきましては、平成30年2月に公共工事労務単価が改定されたことにより、当初予算で措置できなかった道路側溝等補修委託料を初め、既に発注している委託料等を含め今後不足する見込みである各経費についてそれぞれ補正したいとするもので、流雪溝の維持管理につきましては国土交通省から81パーセントが流雪溝維持管理委託金として財源措置されるものでございます。

8款3項1目河川維持費、補正額11万7,000円の増額につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正でございます。同様に公共工事労務単価が改定されたことにより本年度の補修等委託料が不足する見込みとなったことから、補正したいとするものでございます。

8款4項2目土地区画整理費、補正額5,131万円の増額につきましては、土地区画整理事業特別会計繰出金の補正でございます。泉町土地区画整理事業に伴う社会資本整備総合交付金及び一般会計負担金を土地区画整理事業特別会計へ繰り出しするために補正したいとするものでございます。

8款4項3目公園管理費、補正額105万3,000円の増額につきましては、公園の管理に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、平成30年2月に公共工事労務単価が改定されたことにより本年度の公園管理等委託料が不足する見込みとなったことから、56万8,000円を補正したいとするものでございます。2点目は、今冬の雪解け後に滝川航空公園駐車場入り口の舗装が陥没し、来場者の車両を破損させる危険性があることから、補修工事を行うため48万5,0

〇〇円を補正したいとするものでございます。

８款４項４目公園緑地造成費、補正額５３万４、〇〇〇円の増額につきましては、公園緑地造成事業費の補正でございます。平成３０年２月に公共工事労務単価が改定されたことにより緑の基本計画策定調査業務委託料が不足する見込みとなったことから、補正したいとするものでございます。

９款１項２目防災費、補正額２００万円の増額につきましては、防災に要する経費の補正でございます。近年の地域防災意識が高まりつつある中、滝川市町内会連合会連絡協議会が主体となり、自動起動ラジオ１８６個を整備し、各町内会へ配布するため補正したいとするもので、費用の全額が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金で措置されるものでございます。

１０款２項１目学校管理費、補正額１８０万円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。今冬の記録的大雪による影響で滝川第一小学校の壁や軒先等が被害を受け、被害箇所が確定したことから、修繕工事を行うため補正したいとするもので、費用のうち８７．９パーセントが全国市有物件災害共済会の災害共済金で補填されるものでございます。

１０款６項１目社会教育費、補正額２５０万円の増額につきましては、文化芸術振興に要する経費の補正でございます。一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を活用し太鼓の整備を行いたいとする躍進滝川太鼓保存会に対し、躍進滝川太鼓保存会太鼓整備費補助金を交付するため、補正したいとするものでございます。

１０款６項４目図書館費、補正額３５０万円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により図書購入のためにと複数の方よりご寄附を賜りました３５０万円を財源といたしまして、一般書などを購入したいとするものでございます。

以上、歳出合計で１億３９２万２、〇〇〇円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開き願います。１５款２項２目民生費補助金から１９款２項１目基金繰入金までは、いずれも歳出関連でございます。

２０款１項１目繰越金２、９２４万６、〇〇〇円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２１款５項２目雑入２、２４１万４、〇〇〇円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で１億３９２万２、〇〇〇円の増となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第9 議案第2号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 長 日程第9、議案第2号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第2号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、社会資本整備総合交付金の内示により、交付金事業及び交付金事業の施行に伴い必要となる単独費用での事業について増額補正をしたいとするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ8,311万円を追加し、予算の総額を1億1,928万7,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。土地区画整理事業債を3,180万円追加いたしまして限度額4,750万円に変更するものであり、道路改良工事等の財源としたいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理事業費、補正額8,311万円の増額につきましては、泉町土地区画整理事業に要する経費の補正でございます。平成30年3月30日付にて国から社会資本整備総合交付金の内定を受けたことにより、当初予算で措置しなかった交付金事業である3・4・15号西二号通道路改良工事、それに伴う市単独事業として行う西二号通污水管新設工事等を実施するために補正したいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目他会計繰入金から2款1項1目土地区画整理事業債までは、いずれも歳出関連によるものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますので、追加日程表を配付いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３９分

再開 午前１０時４０分

○議 長 会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第１０から第１３までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第１０ 議案第３号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第１０、議案第３号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正は、平成2年4月以降長年改正のなかった下水道使用料について、少子高齢化、核家族化の進行、節水型機器の普及、産業構造の変化等、下水道事業を取り巻く社会環境の変化に対応した使用者間のバランス是正及び個別使用実態等の適正な反映について検討するため、平成29年7月26日付で滝川市営事業等調査審議会に対し、下水道使用料の使用料体系の見直しについて諮問を行いました。同年12月26日に審議会からの答申を受けまして、使用料体系の改定案について市民説明会や市民意見募集を経て、このたび関係条例を改正したいとするものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。参考資料の新旧対照表をごらんください。滝川市下水道条例の一部改正（第1条関係）の別表第3、家事用の基本水量について現行8立方メートルを7立方メートルに、基本料金は現行1,418円を1,263円に、超過料金は現行187円を192円に、同表中の業務用について基本水量は現行20立方メートルを15立方メートルに、基本料金は現行4,078円を3,060円に、超過料金は現行233円を243円に改正したいとするものであります。

続いて、下段の別表第4をごらんください。地下水を利用している方を対象とした汚水排出量の認定基準についても前段の基本水量と同様の考えから、家事用、1戸4人まで8立方メートルを7立方メートルに、業務用、従業員10人まで20立方メートルを15立方メートルに改正したいとするものでございます。

また、1ページ下段から2ページをごらんください。滝川市個別排水処理施設条例の一部改正（第2条関係）は、前段説明いたしました下水道使用料と同様の使用料体系でありますので、新旧対照表2ページ目の別表第1及び別表第2に記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

最後に、附則になりますが、施行期日は平成31年10月1日でございます。

経過措置といたしまして、施行日前から継続して使用している場合は使用期間が施行日をまたがる場合がありますので、これに係る汚水量等として算定される使用料については、従前の使用料金体系を適用することとするものでございます。

以上、議案第3号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。質疑通告を既に提出しておりますので、通告にのって質疑をさせていただきます。大きく7点ございます。

まず、1点目、超過料金値上げについて。小さい項目の1、基本料金値下げの影響額について。27年間料金見直しをしなかったため、少ない使用量の市民と事業所に負担が高まったことを是正することは大きく評価をいたしますが、その埋め合わせを超過料金値上げで補うものです。超過料金の値上げ分、これは基本料金値下げ分と同額と見てよいと考えます。市民説明会のスライドで示

された使用料収入と損益の推計の超過料金を据え置く場合と上げる場合の差額は、平成32年度で1,740万円、33年度でおよそ1,714万円となっています。今後5年間分の差額は8,500万円程度と確認してよいか、およその見込み額について伺います。

小さな2つ目、子育て世帯への影響。パブリックコメントでは、子育て世帯への配慮がほとんどないので、子育て世帯の福祉料金の対象要件の拡大をこの機会に検討していただきたいとの質問に對しまして、減免対象とする子育て世帯の拡大に当たっては、下水道使用料だけでなく、同じ基準で行っているほかの料金についても検討が必要であること、また財政的にも新たな減額分の財源負担が困難であることから、現時点では今後の課題と考えますと答えられております。新たな減額分の負担については、市は負担増に耐えられないが、市民の皆さんは耐えてくださいと言っているような気がいたします。少子化を防ぐことが国を挙げての最大目標である今、市も負担し、最低でも子育て世帯への影響を防ぐ姿勢が必要ではないのか。

小さな3点目、業務用料金をこれ以上上げてよいのか。今回の料金改定の最大の特徴は業務用基本料金の改定で、20立米未満の使用料が下がり、特に15立米以下では札幌市を除く道内34市中高いほうから2番目から12番目に下がることです。一方、20立米以上では13番目から11番目程度まで上がることです。20立米以上使うとただでさえ高いほうなのに、さらに高くなることについて事業者の理解は得られているのかということです。

大きな2点目、住民説明会の資料について。項目1、市民説明会資料の重大な不足について。説明会では、起債償還など、これだけではわからない。また、整備費などを市が負担しているのかなどとの質問が出されておりますが、貸借対照表と資本的収支計画表がそもそも出されず、質問が出ても追加資料で出すなどの対応がとられておりませんでした。市民説明会では、なぜ資料がないのかの質問に對し、両方一緒に説明すると混乱するおそれがあると答弁されておりますが、どのように混乱するということかということ。下水道会計は、50年以上の周期で雨水、汚水の両施設を更新し、金額が数百億円規模なので、2分の1は国庫支出金、残りの2分の1は起債をして更新をします。そして、返済は使用料金の形で多世代間で負担するようにしております。わかりにくいのは、行政が100パーセント負担すると決められている雨水部分について国庫支出金だけでは足りないことで、起債償還時に地方交付税として国から市に交付されたものを全額下水道会計に入れていることです。このことを分析したり理解するためには、貸借対照表と資本的収支の中長期的推移を示す表は不可欠です。理解できるかどうかは市民が決めることであり、市民説明会で見せなかったことについて、ホームページに記載しているからという理由では市民説明会として余りにも不十分だったのではないのか。

大きな3点目、現金、預金はふえ続けることについて。審議会に提出された資料、第2回の資料では料金改定後の毎年度の収支は平成39年度だけで4,288万円など赤字になりますが、貸借対照表の現金、預金は39年には28年度より4億5,000万円多い6億5,000万円になります。超過料金を据え置いた場合でも5億円程度になります。この理由は、毎年度の収支に現金支出を伴わない減価償却費が施設建設用などとして約8億円支出計上されるため、年度収支は赤字でも現金はふえ続けるからです。このことは、審議会では質疑もされておられませんが、市民説明会で

も説明はないのではないのでしょうか。

4点目、下水道会計の財源について。4点目の1、市民は下水道会計は料金だけでなく、市の独自財源が相当額入っていると考えているのではないかということで、市民説明会の質疑では、設備費用の4ないし5億円については市の一般会計から入ってこないのか、また固定費は8割ぐらいで、そのほとんどは市の一般会計からということかなど、下水道事業が主に一般会計で、または市の独自財源で行われているのではないかという認識が市民の中にあると思われる質問がありました。これに対して、市は最終的には国の補助金と足りない分については起債という借金をして、返済金を皆様からいただいている下水道の使用料から支払いなどという説明をされております。市民の質問に対しては、下水部分は市の独自財源は福祉料金の900万円ほどで、それ以外の99パーセントは使用料金で賄っていること、また雨水施設部分は国が地方交付税と交付金で負担していること、以上をわかりやすく市民に答える必要があったと思いますし、これから周知する必要があるのではないかと。

続いて、雨水設備建設費用と財源についてですが、雨水施設整備に係る費用は、審議会資料、こちらは下水道使用料体系の検討について第2回資料で示されております。平成28年度決算額は、収益的収支のほか、会計負担金2億4,000万円、資本的収支の他会計支出金4億円の合計6億4,800万円、起債元利償還が12億円で、両者は53.8パーセントとなっておりますが、参考として33年度見込みでは負担金と出資金合計が3億4,900万円、元利償還金が6億9,000万円、割合50.7パーセントであります。それで、まず小さい1点目ですが、出資金は下水道事業に対する地方交付税の全額かということと、小さい2つ目は、地方交付税の根拠は地方財政計画ですが、滝川市の場合元利償還金、建設改良や標準化債に対しどのような割合や基準で地方交付税が算定されているのか。小さな3つは、合流式の起債償還は終了したか、また分流式の建設改良費のうち雨水と汚水に要する費用についてどのように把握しているのか伺います。これは、積算時に算定しているかということと元利償還のときに算定しているかと、また直近10年間などで把握しておられるかということ。

続いて、審議会資料で、雨水にかかわる経費は、自然現象として受益が広く、一般市民に及ぶことから、その経費は公費、税金で賄うという考え方、一般会計で負担、一般会計繰入金。汚水にかかわる経費は、汚水が日常生活や生産活動によって生じるもので、特定の人たちが排出するため受益の範囲も限定的であることから、受益者が負担するという考え方、下水道使用料も負担と記載され、市民説明会資料でもわずかに記載があります。本市としてはこの原則が守られているかということ。

大きな5つ目、長期的な施設整備計画策定についてですが、説明会では平成31年に管の現況調査を行い、50年たってだめなもの、大丈夫なもの判定をして、取りかえの計画を立てていきたいと考えております。また、来年度から下水道管施設の老朽化について詳細な調査が始まり、ストックマネジメント計画と経営戦略を策定するなどと答えられておりますが、この計画の概要について伺いをいたします。

6点目としては、能率的な会計への努力。地方公営企業法第21条では、能率的な経営のもとに

おける適正な原価を基礎としてされており。水道企業団に委託している業務のうち、検針は毎月行っておられますが、2カ月に1回にすることが検討されています。道内33事業体中、2カ月に1回検針というのは13市あります。検針回数を減らすことで検針の費用を減らし、能率的な会計にする考えはあるかどうか。また、それによる委託費用の減額見込みをお伺いいたします。

次に、審議会資料第2回の収益的収支で職員給与費が28年度決算が935万9,000円、29年度予算では1,159万円から平成39年度予想で1,425万4,000円に、489万5,000円で、29年度予算比が266万4,000円もふえているということで、1年当たりの伸び幅は5パーセントになります。余りにも大きいのではないかとということと、職員人件費として雨水分を除く汚水分として計上しているか。

最後の質疑ですが、今後の料金改正について。説明会では、恐らく平成33年ぐらいには大体の費用が見えてきて、どのくらいの費用がかかるのかがわかるので、それをもとに5年後に使用料を検討するスケジュールを進めていく予定ですねと5年後にまた値上げが必要になる趣旨の説明をしておられます。平成35年ころの再値上げの必要性を述べたものと思いますが、5年後に今回と同じように審議会や市民説明会などを各種計画策定を踏まえて行うのかどうか。

以上でございます。

(「議長」という声あり)

○議長 長 議事進行ですか。

(「ではなくて、数字がわからなかったのです」という声あり)

○議長 長 どの。

(「最後の前の部分」という声あり)

○議長 長 それでは、わかりました。

館内議員に申し上げます。今の最後の質疑から前の質疑、職員給与費、ここの質疑に対しまして数字を精査いただいて、もう一度質疑をお願いいたします。

○館内議員 職員給与費が28年度決算で935万9,000円、29年度予算は1,159万円から平成39年度予想として1,425万4,000円に、489万5,000円(29年度予算比が266万4,000円)もふえているということです。

以上です。

○議長 長 それでは、館内議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 事前に質疑書をいただいておりますので、それに基づきまして説明をしていきたいと思っております。

まず、大きな1つ目です。超過料金値上げについてということで、基本料金の値上げの影響額についてご質疑がございました。これにつきましては、ご質疑の趣旨がほぼ合っておりまして、市民説明会の資料では平成32年から36年度の単年度の差額分の合計はおよそ8,446万円になります。

あと、2つ目の子育て世帯への影響についてのご質疑です。現在福祉対策として減免規定がありますけれども、子育て対策としての減免規定はございません。ご質疑ありますようにパブリックコ

メントに対して回答いたしましたけれども、減免対象を子育て世帯に拡大するに当たっては、下水道使用料だけでなく、同じ基準で行っているほかの料金についても検討が必要でありまして、また財政的にも新たな減額分の一般会計負担の必要性もございますので、現時点では困難であります。今後の課題であると考えております。

あと、3つ目です。業務用料金をこれ以上上げてよいのかというご質疑でございます。今回の見直しというのは、下水道事業の収支改善を目的とした見直しではございません。使用料体系の見直しでございまして、現在の使用料収入を確保した上で基本水量、基本使用料を下げることで大きなポイントとなっております。業務用では約6割の利用者が値下がりいたしますので、その分の超過分につきましては増額となる改定率を平準化いたしまして、公平な負担になるよう配慮しております。仮に30立米を使用した場合、税込みで321円の増額となり、改定率は4.6パーセントとしております。

大きな2つ目、住民説明会の資料についてということでございます。住民説明会の資料につきましてはご質疑が2件ございます。2件とも関連しておりますので、あわせて回答したいと思います。先ほども申し上げましたけれども、今回は使用料体系の見直しであり、収支改善の見直しではございません。そのことから、市民説明会資料といたしましては使用料体系を見直しする理由や現状とどう変わるのかにポイントを置きまして、極力数字を少なくし、図を用いながら、性別、年齢を問わず、また下水道の仕組みを知らない人も短時間で理解しやすいよう心がけて資料をつくっております。今回このようなご指摘があったということは、そのことがかえってそういうことにつながったかもしれません。

続きまして、大きな3つ目、現金、預金はふえ続けていることについてのご質疑でございます。現金について説明いたしますが、ご質疑にありますとおり、公営企業会計では減価償却費の会計外に流出しない現金があります。この現金は、資本的収支の不足する分に充てられることとなります。現状の現金としては、使用料収入が減少しても減価償却費の増加や起債償還額減少の要素などから現金が増加していきます。その現金の使い道としては、老朽化した下水道施設の更新等の建設改良費に充てるものであり、毎年度資本的収支の補填財源となっております。この現金につきましては、収益的収支の補填に充当することはできない、そういったことでルール化されております。

大きな4つ目、下水道会計の財源について。そのうちの1つ目、市民は下水道会計は料金だけでなく市の独自財源が相当額入っていると考えているとの質疑でございます。この質疑につきましては、雨水公費、汚水私費の考えがありますので、汚水分に関しては皆さんの下水道使用料で賄っております。雨水分に関しましては、皆さんの使用料ではなく一般会計で負担しておりますので、公費での対応となっております。このことにつきましては、審議会資料や市民説明会資料等により図などを用いて説明をさせていただいたところでございます。

小さな2つ目、雨水設備建設費用と財源について。そのうちのまず1つ目、出資金は下水道事業に対する地方交付税の全額かとの質疑でございます。出資金に関しましては、下水道に対する交付税分のうち収益的収入の他会計負担金を除いた金額が充てられています。

2つ目のご質疑です。地方交付税の算定方法の質疑でございますけれども、地方交付税の算定に

つきましては事業費補正に係る起債同意等額などにより、人口、処理区域内排水人口、排水面積などや公共下水道布設管延長と合流管延長との割合など、国の定める乗率や補正係数を掛け、需要額を算定しております。

続きまして、3つの小さい質疑でございます。合流式の起債償還は終了したのかということでございます。これにつきましては、ご質疑のとおり終了しております。

次、また雨水管の整備に関してのご質疑ですけれども、分流式の建設改良費の質疑です。収益的収入の雨水に関する費用ですけれども、雨水に係る減価償却費分、雨水に係る企業債償還利息になります。決算終了後には翌年度分の算定が可能となっております。ちなみに、平成28年度決算ベースでは雨水に係る減価償却費分が1億6,788万2,000円、雨水に係る企業債償還利息が5,460万7,000円となっております。

続きまして、3つ目の質疑でございます。雨水の整備につきまして雨水公費、汚水私費の原則が守られているのかとの質疑でございます。これにつきましては、雨水公費、汚水私費の原則により下水道事業を経営しております。

大きな5つ目、長期的な施設整備計画の策定についてのご質疑でございます。ストックマネジメント計画は、現在の構築物を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことですが、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、改修などその施設にとってよりよい方法を判断し、投資試算を出した上で、これに係る財源試算を算出し、今後10年間で基本とした経営戦略を作成することとしております。

大きな6つ目の能率的な会計への努力として1つ目の質疑、検針方法についてです。下水道の検針については、上水道とあわせて行うことで費用の縮減や効率化につながることから、中空知広域水道企業団へ委託をしております。検針回数につきましては、企業団の方針に従うものとなりますが、平成30年度から利用休止箇所について2カ月に1回の検針を実施しているところでございます。現時点で委託費の見込みの試算はしておりませんが、精算行為により減額が見込まれると考えております。

小さな2つ目、職員給与費についてでございます。まず、そのうちの1つ目なのですが、1年あたりの伸び幅が余りにも大きいのではないかと考えております。公務員給与のベースアップだけでなく、人事異動に伴う人件費の上昇について見込んでおります。わかりやすく申し上げますと、新採用職員から例えばベテラン職員に人事異動があった場合等、そういったことも想定をした中で過去の実績を踏まえた推計をしております。

小さな2つ目、職員人件費として雨水分を除く汚水分として計上しているのかのご質疑でございます。下水道事業会計では必要最小限の嘱託職員を含む4名の人件費で実施をしております、それにつきましては汚水分として考えております。

最後の質疑でございます。今後の料金改正についてでございます。おおむね5年をめぐりに使用料の検証を行っていきたくて考えております。その際には、ストックマネジメントや経営戦略を踏まえて今後の推計が可能と考えております。次回以降の適正な使用料については、おおむね5年サイクルで審議会等を踏まえて検証していきたくて考えております。

以上で回答いたします。終わりです。

○議長 長 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 次に修正案を出す予定であります、既に議長には提出しておりますが、共同提出者である館内議員の質疑ですので、ただいまの答弁について幾つか私から質疑をしたいというふうに思います。

まず、第1点ですが、いわゆる繰り出し基準、つまり一般会計から特別会計に繰り出すときに、雨水と汚水について明確に区分をするということがうたわれております。ただいま28年度決算において収益的収支の支出である減価償却のうち1億6,788万円が汚水分、そして5,460万円が雨水分というご答弁がありました。汚水と雨水の費用がどのような割合で使われているのかについては、ただいまのご答弁が私は滝川市議会で初めて明らかにされたと。これまで決算等でも説明されていなかった数字ですが、繰り出し基準の中には明確にこれが書かれているということから、今初めて聞いた数字ですから、これをもとに質疑をするということは大変なことなのですが、これについてまず1点お伺いしたいと思います。これは、減価償却の約25パーセントに当たります。平成28年度の減価償却費は7億8,475万円です。これを約8億円としますと、25パーセントですから2億円分は雨水ということになります。一方、資本的収支では10億2,700万円の企業債償還金を出しています。このうち、これに対して他会計出資金として地方交付税で4億600万円が措置をされておりますので、約6億円、これを減価償却で構成される内部留保で補填をしたと。つまりこの6億円というのは先ほどの減価償却の汚水分である6億円が充てられたというふうに考えることができます。このような考え方でいいのか、これは大事なことです、確認したいと思います。

そうすると、収益的収支では使用料が平成28年度の場合7億4,200万円で、地方交付税措置が2億4,000万円ということですから、約5億円、これが使用料から支払われるものというふうになってきます。この5億円で1つは流域下水道管理費1億4,000万円、そして先ほどの減価償却費として、減価償却費は全て借金返済のほうに回るわけですが、しかし先ほどの資本のほうの10億円のうち7億5,000万円は汚水だけでも、雨水は2億5,000万円ですね。だから、2億5,000万円の方はこの減価償却で費用化される……

○議長 清水議員、ここは質疑の時間でありまして、そしてインターネットにも中継をされていると。皆さんにわかりやすい質疑ということに心がけていただかないと、どこまでが質疑で、どこを聞きたいのかというところもかなり焦点がぼけておりますので、簡潔明瞭に質疑をお願いしたいと思います。

○清水議員 つまり先ほどの減価償却費から2億5,000万円引くと、これは汚水として収益的収支の中で本来であれば使わなければならないお金、これに流域下水道にかかわる1億4,000万円、これを足す、さらにほかの経費を足していくと使用料金収入のほう、これだけの計算でいくと使用料金収入のほうが多いのではないかとということが私には考えられます。この差し引きについてお伺いをいたします。

大きな2点目、料金を決める際の基準ですが、料金を決めるときには資金収支での不足額をそのまま料金原価に含めることは適当ではないということが言われています。これは、総務省の通知の中で言われているわけですが、ただいまの答弁では今回の値上げ部分は、これは料金体系を変えたものであって、収支不足を補填するものではないというご答弁がありました。しかし、実態としては、これは審議会の答申を示したいと思うのですが、審議会の答申の見直しの内容という中で2ページの最後2行なのですが、ここでこのように述べられています。使用料収入の総額を維持するためには、そうした負担減、言いかえれば市にとっての減収分について新基本水量を超過する使用水量に係る使用料収入を引き上げるなどをして補うことが必要となると。答申では、明らかに基本料金を下げることが料金体系を変えるということであり、これによって収支不足が生まれると、それを超過料金の使用料収入を上げるなどをして補うことが必要となるとというふうに、審議会では明らかにそのように理解をして答申をしております。

先ほどの答弁では、一番最初の質疑です。これについては、基本料金の値下げによる収入減、これは5年間で8,444万6,000円、その数字がこれかわかりませんが、この金額を挙げられました。一方で、結局逆に超過料金を上げた金額の5年分は幾らなのかと、8,444万6,000円に対して幾らなのということ。これが5年間ということであれば計算に時間がかかると思いますので、平成32年度で1,740万円、これが基本料金が下がることによる収入減です。これに対して超過料金を上げることによって上がる分、これは幾らなのか、これを示していただきたい。もしこれが同額だとすれば、どう言ってもこれは、答申でも言っているようにこれは体系を変えたということではなく、体系を変えることに伴って超過料金について資金不足を補う、収支不足を補うための値上げを行ったと言わざるをえないというふうに思いますので、その点について伺いたします。

○議長 長 それでは、答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長 長 会議を再開いたします。

答弁の調整にそれなりの時間を要するということですので、ここで休憩をさせていただきます。再開は11時40分といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時37分

○議長 長 会議を再開いたします。

ただいまの清水議員の質疑に対する答弁調整に相当の時間を要するということですので、ここでこれより昼食休憩とさせていただきます、再開を13時といたします。それでは、休憩いたします。

す。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午後 1 時 04 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 大変お待たせをいたしました。清水議員からのご質疑はかなり数字的なものが難しいものがございまして、時間がかかってしまいました。

質疑としては3つございました。そのうちのまず1つ、収益的収支の中の使用料収入、約7億4,000万円ぐらいありますが、このうち汚水に係る支出については幾らなのかというご質疑でございます。汚水に対する支出については7億2,338万3,000円ということで、差し引きいたしますと約1,880万円ほどの余剰がありまして、使用料収入で賄われているという、そういった計算になっております。しかしながら、私どもの試算の中では、現況の追加分について上げなければ、すぐ1年後、2年後に赤字になってしまうと、そういった推計をしております。そのことから、現状の総収入を確保していかなければ、すぐにまた料金改定をしなければいけないと、そういったことでございますので、このように考えております。

それと、審議会の答申の関係でございます。市は、収支改善ではなくて使用料体系の見直しと説明しているけれども、審議会の答申では基本料金を値下げした分は超過料金分で補うことが必要であるとしている。このことは、使用料の値上げ、いわゆる収支改善ではないのかというご質疑でございます。この審議会につきましては、当初の打ち合わせの中で、すぐに値上げになるようなことがないような部分で、総収入を維持をした中で基本水量、そして超過分を調整をしていきながら進めていく、その中で使用の実態に即した部分に合わせていく、そういった方向で考えておりますので、その部分も超過分を取り上げて値上げという、そういった考えは持っておりません。

それと、基本料金の部分で超過分の増額されている部分と実際にしなかった部分がイコールなのかという質疑ですけれども、これについてはほぼイコールでございます。

○議 長 答弁が終わりました。

清水議員。

○清水議員 まず、1点目ですが、ただいまの部長の答弁は使用料収入が7億2,389万円と言われましたが、これは7億8,949万円の間違いだというふうに思いますので、28年度決算書を私は見て言っておりますので、まずそれを確認したいです。

2点目は、これに対して、いずれにしても1,880万円、汚水に対する支出が使用料を下回るという答弁をされたのです。これは重大なことであり、汚水の支出よりも汚水の収入、つまり使用料が上回っているのです。これは、あってはならないということなのです。使用料は汚水の支出以外に使ってはならないということを、今の部長のご答弁は1,880万円を汚水以外に使っているというふうに答弁したのです。これは重大な答弁でありまして、これが果たして私が言ったよう

な使用料の用途としてこの1, 880万円が妥当なのかどうか、根拠を示してお答え願います。今の2点目です。

3点目は、この計算をどういうふうにしたのか。収入は7億8,949万円でもう確定しております。支出については、営業費用、営業外費用、これも決算書に書かれているわけですから、これをどのように、例えば減価償却費の案分をどのようにしたかとか、あるいは資産減耗費の案分をどのようにしたかとか、あるいは支払い消費税等の、これだって関係ありますよね。あるいは繰延勘定償却だとか、こういうものをどういうふうに分けて積み上げたのかを具体的に、例えば減価償却費については7億8,607万8,000円のうち幾ら、何円と汚水関係を見込んだのか。また、支払利息1億7,400万円のうち幾ら見込んだのか。管渠費5,945万円のうち幾ら、ポンプ場費1,624万円のうち幾らか。流域下水道費、水洗化促進費、総係費、業務費、業務費も3,814万円とありますが、雨水も含まれているわけです。資産減耗費の3,848万円、これも大きいですから、これらについて幾ら幾らと見込んで積み上げられたのかについて伺います。

また、今収支の赤字を使用料金で補填するという考え方、こういうふうに立ってはいけないということが総務省の通達で出ているにもかかわらず、何と今回収支を整えなければ今後の答申に響くのだというご答弁ですよね。今回上げなければ、すぐ値上げになってしまう。今回上げなければ、すぐ値上げになってしまうから値上げ部分をつくったのだと、これは明らかに体系を変えることが目的ではないです。体系を変えつつ、収益を減らさないために、要するに収支の帳尻合わせるために値上げ部分をつくったという、まさに答申と同じことを部長は答弁されたのです。ですから、これはやっぱり不適切だというふうに思わざるを得ないのですけれども、お伺いいたします。

○議長 長 それでは、ただいまの清水議員の再質疑に対する答弁でございますが、答弁調整に時間を要するため、休憩といたします。10分ぐらいの休憩ということになろうかと思います。休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時20分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の再質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 先ほど質疑のありました件ですけれども、まず1つ目の7億8,000万円と7億4,000万円の違いですけれども、清水議員さんの言っているのは予算の部分で言っておりまして、多分それは決算とは違ったのではないかとということでございます。

それと、先ほど……

(「決算書だよ」という声あり)

○建設部長 決算書の中の予算でないですか。

○議長 長 勝手にやりとりしないでください。

答弁を続けてください。

○建設部長 それと、2つ目の1, 800万円の部分についてのお話ですけれども、これについては先ほどの話は将来的な部分でという話はしたのですけれども、実はそうではなくて、これについては第4条の減価積み立てだとか、そういった部分で、要は施設の整備やら、もしくは過去に整備をしたものの起債の償還等に充てるために蓄えているものでございます。

それとあと、雨水、汚水のそれぞれ案分ということなのですから、そこについては案分はしておりません。

あと、収支の赤字を使用料金でという話なのですから、これについては長期的な視点で見た中で、施設の改修だとか、そういった部分に必要な部分がございますので、そういった形のことで考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。

清水議員。

○清水議員 収益的収支が決算値は7億二千数百万円ということについては、理解いたしました。

次の減価償却については案分をしていないと。これは、減価償却だけでなく、支払利息についても案分をしていないというふうに受け取らざるを得ません。案分をしていない。つまり例えば管渠費でいうと、決算書で決算で間違いないのです。予算と決算がもしかしたら違うかもしれませんが、28年度滝川市下水道事業会計決算書18ページ、キャッシュフロー計算書の次、どう見てもこれは決算値ですけれども、決算なのですが、ここの中の案分をされていないということについて今2つ言いましたけれども、それ以外に例えば営業費用で管渠費というのが5, 945万円あるのです。これは雨水はゼロなのか、これだけでもお答えいただきたいです。管渠費の中の雨水はゼロなのか。ポンプ場費、これは下水ですからと思いますけれども、しかし雨水だってポンプを使いますよね。だから、それは一般会計で見ているのかわかりませんが、ポンプ場費。また、総係費630万円とか、業務費については汚水だと思いますので、これはいいですが、こういったもの全てを全額を汚水というふうに仮定して計算をして積み上げたものなのか。

1点目は、だから減価償却を案分しないというのは全く考えられないことでありまして、減価償却というのは過去につくったもののその費用を10年とか20年とかに分けて費用化していくものですから、これは汚水と雨水を建設している会計でいえば、減価償却は全額汚水にかかわるものなのだということが言えるのならともかく、だけれども内部留保はこの減価償却しかないわけですよ、逆に言うと。これ以外に内部留保がたまる財源はないのですから、必ずここから雨水分の元利償還をしていく、そういう会計になっているのだから、案分をしないで、雨水分をゼロとして100パーセント汚水として見込んで、それでも1, 800万円余って、こんな積み上げた計算を示されて、これは黙って引き下がるということに私はいかないのです。なぜ案分をしないのか、その根拠をしっかりと示していただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 まず、雨水の管渠なのですから、これについては平成28年では実施をしておりません。

それと、基本的に減価償却というものは、整備をした時点でそれぞれの工事ごとにそれぞれ計算をしていきますので、そういった部分を集めて減価償却費の雨水の部分を出して、その部分を除いた分を先ほど申し上げた汚水の分ということでしています。

(何事か言う声あり)

○建設部長 違います。基本的に減価償却費を求めるときには、それぞれの工事のときにそれぞれ1本ごと出てきますので、そのときの部分を全部加えていきながら減価償却費の算定をしております。ですから、雨水部分のところについての減価償却費をそれぞれはじいているということでございます。

(「答弁の仕方として、私は積み上げた金額を聞いたのです。ところが、案分していないというだけで、私は全部言いましたよ、いろんなことを。幾ら幾らの結果が7億円なのですかということを聞いたのだけれども、その積み上げで答弁ないです」と言う声あり)

○議長 長 それは、案分をしていないという答弁で終わっているわけですね。

(「7億円の内訳がわからないでしょう。案分していないけれども、では減価償却7億8,000万円のうち汚水分を何ぼとして計上したのか、それぐらい言ってください。答弁になっていない」と言う声あり)

○議長 長 聞いていないです、それは。ですから、終わりです。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

議案第3号に対しては、清水議員外1名からお手元にお配りをいたしました修正の動議が提出されております。

したがいまして、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第3号修正案、滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例に対する修正案を提出いたしました。説明をしたいというふうに思います。

この修正案をお手元で見ていただきたいのですが、内容は第1条、別表第3、家事用の項の改正規定中「187」を「192」に」を削り、同表業務用の項の改正規定中「233」を「243」に」を削る。

また、第2条のうち、別表第1、家事用の項の改正規定中「187」を「192」に」を削り、同表業務用の項の改正規定中「233」を「243」に」を削るものです。

提出は、私清水雅人、そして館内孝夫、2人の連名です。

なお、連名の2人を代表いたしまして、この修正案の提出理由についてご説明をいたします。近年の使用実態を踏まえた使用料金体系の改正部分は残し、超過料金は据え置くように修正したいとするものです。まず、27年間料金見直しをしなかったために、世帯人数や業態に大きな変化があり、利用水量の割に使用料負担が多い利用者がふえた中で、基本水量と基本料金を改正することは

大きく評価をいたします。しかし、その埋め合わせを超過料金の値上げで同額行われることには筋が通りません。

理由の第1は時期です。下水道事業が開始された1968年からちょうど50年経過し、耐用年数を超える管渠が出始めています。そのため、来年度から下水道管施設の老朽化の詳細な調査が始まり、ストックマネジメント計画と経営戦略を策定します。これにあわせて、改めて国、自治体、利用者の負担を地方公営企業法などの法令に基づいて厳密に決定すべきものであり、今回は据え置くべきです。

第2は、雨水は公費負担、そして汚水は家庭、そして事業所が負担し、さらに一部公費で負担をするというのが原則です。雨水施設事業は、道路に流れる雨や雪による自然水を集め、河川に流す事業です。汚水施設事業は、各世帯と事業所から出る生活事業排水を流し、奈井江の処理場で処理する事業です。この汚水施設と雨水施設を同じ会計で運営しているのが地方公営企業法に基づく滝川市下水道事業会計です。この負担の原則は、滝川市営事業等審議会資料に市が提出した資料では以下のように書かれています。雨水に係る経費は、自然現象として受益が広く、一般市民に及ぶことから、その経費は公費、税金で賄うという考え方で、具体的には一般会計で負担する。一般会計繰入金で負担する。一方、汚水に係る経費は、汚水は日常生活や生産活動によって生ずるもので、特定の人たちが排出するため、受益の範囲も限定的であることから、受益者が負担するという考え方、つまり下水道使用料で負担と記載されています。一方、国は第5次下水道財政研究会における費用負担の考え方で、雨水公費、汚水私費とするが、汚水部分のうち一部を公費負担することを明記しています。これに基づき、地方交付税基準財政需要額の6分の5、83パーセントが汚水対策として滝川市に交付されています。この汚水、雨水の不可侵の原則が守られているかどうかの確認は、下水道料金決定の基本中の基本でありながら、滝川市営事業等審議会では質疑ありませんでした。市民説明会でも、原則は説明されましたが、実態がどうなっているかは説明されませんでした。このような中で、先ほど条例改正案に対して日本共産党の館内議員、そして私が汚水と雨水の費用や使用料との関係について質疑をいたしました。答弁では、28年度決算値で使用料7億2,380万円余に対し、汚水処理分は1,880万円、収益的収支では少ないという実態が示されました。汚水処理費よりも下水道使用料が高くてはいけないという不可侵の原則が破られている可能性があります。答弁では、資本的収支、第4条会計上で減債積み立てなどとして使っていると言いますが、それすらも雨水が入っていることを誰も否定できないではありませんか。これまで10年、20年にわたって下水、汚水処理費よりも高い下水道料金を徴収してきた可能性が私は否定できないというふうに思います。しかし、今回の質疑は限られており、これを断言するには至りません。

以上2点が修正案の基本的な理由です。

そのほかに4点の理由を挙げます。1点目は、市民説明会での資料が余りにも不適切だったことです。下水道料金は総括原価主義、つまり汚水処理に係る費用には市の独自財源が入っていません。それなのにもかかわらず、これらの関係がわかる企業会計諸表を一切出さずに市民に説明したことは余りに不適切であり、使用料金を支払っている市民と事業所に対する姿勢を改めて徹底する必要があると考えます。

2点目は、市の独自負担、これは福祉的な減免として住民税非課税の70歳以上単身者、そしてひとり親家庭、また生活保護世帯に合わせて使用料の約1パーセントが入っています。これは、受益者負担原則では厳しい世帯に対する必要から出されているもので、料金改定をする場合セットで考えなければならないにもかかわらず、今回は検討がされたかどうか不明な答弁がされました。特に今回は、最も水を使う多子世帯に厳しい負担増になっており、制度の拡充が必要ではないかという意見もパブリックコメントで出されています。

3点目は、地方公営企業法第21条では能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎としとされているにもかかわらず、検針を2カ月に1回にすることについて検討が相変わらず進まないことです。これによる費用減額は数百万円と考えられ、道内33事業体中13市が実施しており、問題は起きておりません。料金を値上げする前に行うべき経営の能率化と考えます。

4点目は、職員給与の中期見込みが過剰であることです。本来なら、一部は雨水分として一般会計から繰り入れるべきと考えます。

なお、仮にこの修正案が通った場合、今回の改定後収益的収支は一時的に赤字になりますが、貸借対照表の現金、預金は今後10年間ふえ続け、28年度末約2億円だったものが39年度には5億円程度まで増加するものです。このように会計の運営には何ら支障はありません。地方公営企業法や総務省指導にも何ら抵触するものではないことを述べ、提案説明といたします。

○議長 説明が終わりました。

これより修正案の質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 それでは、修正案に質疑を申し上げます。

清水議員が修正案を出されました。それで、非常に詳しく、細かく分析をされた中で、この超過分を値上げしないという、値上げと言うのはおかしいけれども、ということでご提案をされたところでありすけれども、これについては基本的には、考え方は使用料体系の見直しとともに使用料収入総額を従前と同額程度にするということを目途にしてつくられたものだというふうなことでありまして、今いろんな疑問が呈されたわけですが、ここで質疑なのですが、超過分を改正しないという中で、では今後例えば設備投資を行うに当たる部分も含めて、39年度に5億円とおっしゃっていましたが、それはいつ、どのようにこの金額を動かすのか。それから、それはどのように返済に当てていくのか。そういうこともきつと考えられた上での修正案だというふうに思いますので、その年次とその金額とその内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長 本間議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 本間議員の質疑に答弁をさせていただきます。

私が5億円というふうに出した根拠は、下水道の市民審議会、市営事業等審議会の第2回に提出された財政収支計画の概要です。ここでは、料金収入を上げない場合、超過料金を上げた場合に現金、預金が平成39年度に6億5,000万円とされています。これを5年間で8,500万円というようなことで類推をすると、超過料金を上げない場合5億円ぐらいになるだろうということがまず1つあります。そして、ただいまの質疑で年次と金額ということを言われたと思うのですが、市の資料では今から39年度までに企業債や他会計出資金等を積み上げられて、返済もしながら、

それでもなおかつ6億5,000万円残りますと、今回超過料金を上げなくても5億円は残りますというのが私の試算ですから、単純に第2回資料から1年当たり1,700万円程度を差し引きするということで試算をしているということを述べて答弁としたいと思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 そういうことを聞いているわけではなくて、今後について料金改定の可能性を示唆しながら今回の総額の維持を図ろうとしているものであるということなのですが、清水議員はいろいろ質疑されたりしていましたけれども、雨水との関係だとか言っていたけれども、例えば清水議員が描かれる、39年でも結構ですし、その料金改定についてのお考えがあるのだと思うのです。そういうものがないとここまでのことは言えないのだろうなというふうに思うので、それについて伺いしたいということです。

○議長 本間議員の再質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 今後の設備投資については、私は提案説明の中で、そこをきちっと計画を出すときに料金改定をすべきだということを先ほど述べさせていただきました。私も本間議員と同じように、ストックマネジメント計画、また経営戦略を策定するときに、結局管渠の寿命とか、これは本当に調べてみなければわからないということであるという、今から50年前、1968年から約20年間に数百億円かけて設備投資されたことを、全く同額とは言いませんけれども、また次の50年後、100年後に向けて行う計画が立てられるわけです。そういうことを抜きに料金改定をしたということに私はまず異を唱え、修正案を出したのですが、基本料金を下げることにそのものについては、これは早晩しなければならないことなのです。しかし、そこで超過料金だけをいじるなということで、その8,500万円、この5年間でいうと計画を立てて、次の市民的議論、市民に対して料金を上げてくださいますか、何と申すか、それはわかりません。そのときまで運転資金には何ら支障がないということでこの提案をしているわけです。ですから、本間議員が聞かれた投資の額だとか、そういったものについては私も答えられませんし、滝川市の都市計画課も答えられる状態にはないことだろうというふうに思います。

以上です。

○議長 本間議員。

○本間議員 余り深く考えないで出されているのだろうなというふうには思いますが、要するに今後料金改定というのは、これから水量が少なくなってきたり、人口が減少したり、そういうことがつきまとっているのです。ということは、いずれにしてもこれから設備投資を行うに当たっても料金改定は必ず行われなければならないということはわかっていられるのだというふうに思うのです。それで、実は普通は激変緩和という考え方というのは当然あるのです。今この使用料体系を見直すことで総収入が下がるということが本当に市民のためになるのかということなのです。激変緩和措置というのは、少しずつ変えていくということだって必要なのです。今これを維持して、急に上げますと。正直は、もっと早くに料金改定の見直しが必要だったのではないかという議論もあるぐらいなのです。今ようやくこれに手をつけようとするときに、総額を減らすという考え方というのは私どもにはちょっと理解できないです。ですから、要するに急に値上がりが必要になるとしたとき

に激変緩和ということについて考えたことがあるのかということと、それから今このときに清水議員が提案することで確かに清水議員は値上げをしないで、言ってくれたと市民は思うかもしれないけれども、清水議員が議員を引退された後に何が起こるかということについて深く考えると、今こういうことは言えないと思うのですけれども、そういうことに対する思いも含めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、この修正案をつくるに当たり、下水道会計における汚水の負担がどのようになっているのかということが全くこれまで明らかにされてきていないということにまず疑問を持つと同時に、先ほど申し上げましたけれども、きちっとした計画も立てないうちに値上げと、これは時期尚早でないかということを考えています。それで、さらに今回わかったことは、地方交付税、平成28年度では6億5,000万円、これが下水道費として入っております。しかし、この83パーセントは汚水のために出されているということなのです。ところが、先ほどの計算でも、地方交付税は100パーセント雨水に回してもまだ1,800万円収益的収支に残ると。つまり滝川市は、今一般財源で900万円しか入れていないのです。収益的収支で13億円かかりますが、1パーセントどころか、0.何パーセントです。ですから、地方交付税の8割は汚水のために出しているのだという考え方。また、料金は汚水に係る分以下の料金収入とし、それで足りない部分は滝川市としても0.何パーセントなどではなくて、1パーセント、2パーセント、3パーセント、せめてその程度出せば、今本当に厳しい経済状況の中で、また子育て世代が特に苦しんでいる中で負担増を防ぐことは可能だろうというふうに思います。ですから、料金を上げることに反対をして、何か市民の関心を買うと、市民の受けを狙うなどという、そんな考え方は全くないことをきっぱりと述べまして答弁とさせていただきます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 議長のお許しをいただきましたので、修正案について1点だけ、これは基本的なことなのですが、質疑をしたいと思います。

先ほどの原案のほうの説明の中でもありましたけれども、超高齢化社会、少子高齢化の到来、もう30年、40年前から核家族化が進んでいる。本当に少人数の世帯がふえてきて、そしてさらに今後また高齢化社会が進むにつれて、今問題になっている空き家の問題等々が今の10倍、20倍、あるいは100倍、200倍の規模で行政にのしかかってくる時代が多分15年、20年で到来するのだらうと、これは基本的な認識として日本共産党さんも理解をしていると思います。どうしてもこの下水道問題というのは汚水だ、雨水だという話になるのですが、現実問題としては水道事業会計と同等の問題だと思います。私も水道企業団の議員をやっております。これからの先の問題として、この料金体系をどうしていくのかというのは最大の課題であると。しかし、その将来像をしっかりと描くに当たっては、高齢化社会がこれからどう変質し、どのような社会になっていくかということをしっかりと今我々は考えなければいけないと考えております。そういった意味で今回の修正案を見たときに、私は実は原案にも余り賛成しているわけではないのです。小手先の状況ではないのだらうと、もっともっと掘り下げて将来を語る、市民に将来の問題を提起していく、そう

いう時期に差ししかっている。それは、これをなし遂げて以降にしっかりとやっていくというご答弁をいただいておりますので、それは心配しておりません。

さて、そこで再度お尋ねいたします。今実際に広域水道を例にしますと、広域水道も給水管の更新をこれからどんどんやっていかなければいけない時代に来ている。広域水道企業団の議員の中でどういう議論が起きているかという、本当にする必要があるのかという議員も実はいるわけです。その寿命を50年あるいは100年使えるように延ばしたところで、本当にそこに住民がこれからも住んで、水道を供給することを誰が保証するのだろうか、このような議論があるわけです。そういった意味では、私はこの下水道条例の改正案の修正案については全くその部分が抜け落ちているのではないかと。目先の中身の決算書の中の分析を行うだけであって、本当に将来像についてどう本気で考えているかということが私はよくわかりません。そこで、お尋ねしますが、日本共産党の市議団として、今私が指摘したこれからの社会、多分2万人を切る時代も来るのではないかとという指摘がされているにもかかわらず、30年、50年のスパンでこれから下水道事業を考えていくときに、日本共産党としてはどういう将来像を描いておられるのか、この1点をお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 柴田議員の質疑にお答えします。

大変大きな質疑ですから、的確に答えられるかどうかはわかりませんが、人口減少が2045年には、今から27年後には滝川の人口が2万7,000人になるという衝撃、歌志内に至っては900人を切ると、こんなことが言われておりますので、柴田議員が言われるようなことを、当然それは考慮していくということだというふうに思います。一方で、これはこの地域、あるいは北海道だけの問題ではなくて、日本経済が空洞化して、本来国民が働いて、その給与収入として上がってくるべき税金が激減をしていると。ですから、海外、要するに世界を股にかけたグローバル企業だけが利益を上げる。こういう状況の中で地方が本当にどんどん閉塞していくという、今現在の状況はそうだと思うのです。しかし、私は、ただ単にそれを甘んじて受けていくということでないことは柴田議員と同じですが、だからといってそれについて私がこうやったら人口減を防げるという処方箋を出せる立場にもないし、その根拠もございません。しかし、今言えることは、20立米未満を使用している業務用の料金は道内33市、事業団体中、上位から2番目の高さなのです。これを15番目程度、ここに移すという、そういう体系改革は、これは絶対にやらなければならないです。まずそういう公平性をしておいて、つくっておいて、そして嵐が来たときはみんなでそれを受けると、そういう将来のことについては私はこれ以上言えませんが、そういうことはまず言えるのかなというふうに思います。

また、これは一般質問で述べることになるので、簡単にしか言うことはできませんが、滝川市は経常収支比率が夕張に次いで第2位と、自由に使えるお金が極端に少ないまちであります。しかし、これについても、50年前から滝川市がどんな行政をしてきたかということが今あらわれているということは間違いのないのです。ですから、逆にこれから20年、30年きちんとした行政をやることで道内でも平均的なまちに生まれ変わっていくことは、そこは可能だろうというふうに思います。

私に言えるのはそれだけです。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 全く私の質疑に答えていただけなくて残念であります。水道事業の話を先ほどもさせていただきました。水道料金も全道で高いほう、1番から3番を争うぐらいの料金。市外から滝川に転居されてきた方は、口をそろえて滝川の水道料金は高い、そうご批判をいただく。しかしながら、私思うに、今後の社会を考えたときに、必然的に滝川の料金は全道の平均水準になっていくのだろうと。これから先の社会を考えたときに、全道と比較して料金体系を語るのではなくて、この滝川市、中空知の将来をどう描くかでこの料金に対する市民の考え方がまとまってくるのではないかと考えているのです。ですから、今のご質疑をさせていただきました。今回基本水量あるいは基本料金を改正するとなったところには、やはりこの50年間見直してこなかったひずみが大きく顕著にあらわれて、ここは世帯の構成などを鑑みて基本水量、基本に料金を改正する。そして、今赤字にするわけにはいかないから、この原案を出してきたのだろうと。今帳尻をしっかりと合わせておかないと、将来の備えになかなか踏み込めないということであろうと私は思っております。

そういった意味で、なぜこの超過料金を据え置くのかということはこの趣旨説明だけでは私は十分理解できません。今回のこの問題については、先ほどもちょっと申し上げましたが、本当に空き家がふえている。高齢者世帯は街なかの高齢者住宅にどんどん、どんどん転居している。そういった今の状況をしっかりと踏まえれば、おのずと結果、答えが出てくるのだと思うのです。再度聞きます。今こういう公営企業の会計を少々赤字傾向にしても、やはりこれは超過料金の部分はよしとしないということを本当に日本共産党はやろうということなのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 柴田議員が再三にわたり中空知水道企業団のことに触れられているので、その点についても触れながらお答えをしたいと思いますのですが、水道企業団の経営戦略で何が起きているか。2045年、これは何か2045年というのが1つあるのです。までに水道料金を2.2倍化すると、その最初の年度は平成32年度だということです。とてつもない料金値上げが予想されています。これは本当に単純な話で、人口減少が起きたところのこういうインフラ設備を受益者負担でやっているとこういう結果になるのです。ですから、今ただ単にこういう今までの制度に頼っているのかということが逆に国全体の問題としてこれはこれで起きてくるというふうに思います。ですから、今の状況が水道企業団のように二十数年間で下水道料金も2倍になる可能性だってあるだろうと言われれば、そのとおりかもしれません。しかし、だからといって、まず今回は全道2位という高い料金を払っている特に業務用については、少なくとも12位、13位という全道の中でも平均的なところに落ちついて、家事用も業務用も全道の中でちょっと高いほうだけれども、中位だよねと、その公平感というのを実現することは、これは経済建設常任委員会に付託された行政不服申し立ての中で経済建設常任委員会の皆さんが議論されて、そして委員長報告の中でつけ加え、そして今回の料金改定につながっているわけですから、これ自体は当然、柴田議員はいろいろ言われていましたけれども、これについては全議員が賛成していることだと思います。ただ、これから

何十億円の値上げをするかもしれないという計画が出るときに、1年間1,700万円の不足する金額をストックマネジメントと経営戦略を立てる前にそれは将来のために必要だと、少しでも蓄えておこう、これは考え方としては計画の次の次の段階。まず、公平にして、それからどうみんなで負担するか、あるいは国に求めていくかという2段構えで考えるべきだというふうに私は思います。以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。柴田議員。

○柴田議員 私は、会派清新を代表いたしまして、議案第3号、下水道条例の改正案に可の立場、そして修正案に否の立場で討論を行いたいと思います。

今後この滝川市の将来を考えた場合に、この下水道使用料の問題、あるいは先ほど私が指摘した水道料金の問題は大きな問題として市民に提起をしなければいけないと考えております。今回これまでの過去50年間の経過を踏まえた世帯の構成、あるいは業態に応じた基本水量と基本料金の改正を行ったことは、私も高く評価するものでございます。しかしながら、その一方でこの超過料金の改正に当たっては、この事業会計をしっかりと今後も維持し、今後新たな時代に備えたしっかりとした足腰をつくっていくためには当然必要な要素だと思っております。しかしながら、修正案は、確かに今後どうなるかはわかりませんが、今の世帯構成を見る限り、超過料金の改定に伴う影響は今後将来的なことを考えた場合には逆にその影響が小さくなるのではないかと私は考えております。そういった意味で、今重要視されることはあくまでもこの企業会計の今後の運営を確保することであり、そのスタートとして今回の改正案があると信じております。

以上を申し上げて議案第3号、下水道条例改正案を可とする立場、そして修正案を否とする立場での討論とさせていただきます。

○議 長 館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第3号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の修正案に賛成する立場で討論を行います。

まず、27年間料金見直しをしなかったため、世帯人数や業態に大きな変化がありました。利用水量の割に使用料負担が多い利用者がふえた中で、基本水量と基本料金を改正することは大きく評価をします。この点でこの問題のきっかけをつくっていただいた行政不服申し立てをされた市民の方、委員長報告で料金体系の見直しを示唆された経済建設常任委員会、そしてこれらを受けて改正案を出された市長と職員の皆様に敬意を表します。

しかし、改正案は基本料金値下げの埋め合わせを超過料金の値上げで補う内容であり、修正案の共同提出者として重ねて修正案の可決をお願いするものです。理由の第1は時期です。来年度から下水道管施設の老朽化の詳細な調査が始まり、ストックマネジメント計画と経営戦略を策定します。これにあわせて、改めて国、自治体、利用者の負担を地方公営企業法などの法令に基づいて厳密に決定すべきものであり、今回は据え置くべきです。第2は、雨水公費負担と汚水家庭、事業所負

担、一部公費負担の原則です。この実態がどうなっているかが市民には説明されず、今回の質疑、答弁でも議論はまた不十分と考えます。先ほどのご答弁では、料金よりも汚水に対する支出が少ないことがわかりました。下水道使用料金収入が雨水管施設にまで使われているのではないかという疑問が残ったままでの値上げには賛成できません。以上2点が修正案が提出された基本的な理由です。

そのほかに4点の理由を挙げます。1点目は、市民説明会での資料が少なく、不適切だったのではないかということ。下水道料金は総括原価主義なのに、企業会計諸表を一切出さずに市民に説明したことについては不適切だったのではないかと思います。2点目は、市の独自負担、これは福祉的な減免として住民税非課税の70歳以上単身者、ひとり親家庭、生活保護世帯に合わせて使用料金の約1パーセントが入っています。これは、受益者負担原則では厳しい世帯に対するもので、料金改定とセットで考えなければならないことですが、市の財政が厳しいという理由だけで、検討は不十分と言わざるを得ません。3点目は、地方公営企業法第21条では能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎としとされているにもかかわらず、検針を2カ月に1回にすることについて検討が進まないことです。これによる費用減額は数百万円と考えられます。道内33事業体中、13市が実施しており、問題は起きていません。料金を値上げする前に行うべき経営の能率化と考えられます。4点目は、職員給与費の中期見込みが過剰であることです。本来なら、一部は雨水分として一般会計から繰り入れるべきと考えます。なお、今回の改定後収益的収支は一時的に赤字になりますが、貸借対照表の現金、預金は今後10年はふえ続け、28年度末約2億円から39年度には5億円程度まで増加するため、会計の運営には何ら支障はありません。地方公営企業法や総務省の指導にも何ら抵触するものではありません。

以上、賛成討論といたします。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 私は、新政会を代表いたしまして、議案第3号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の原案を可とし、修正案を否とする立場で簡潔に討論いたします。

今回の下水道使用料金の見直しは27年ぶりであり、近年の節水型家庭用品の普及並びに少子高齢化による家族数の減少など、水の利用が少ない世帯が増加しているとともに、一部の個人事業所などの水の使用も減少しており、基本水量下方修正及び基本料金の値下げは必要であるというふうと考えております。他方、将来にわたって安定した下水道事業の運営には収支バランスが極めて重要であり、超過料金の値上げはいたし方ないものと考えます。今回提出された修正案を認めた場合、27年前に制定された現行の下水道料金収入と比較して年間約1,700万円の収入減が見込まれ、下水道事業の運営に支障を来すことが懸念されます。

以上のことから、議案第3号の原案を可とする立場の討論といたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、修正案に賛成の立場で討論を行います。

今回の質疑では、汚水と雨水の問題が明確に初めてされました。その中で、収益的収支におきま

しては下水道使用料よりも汚水の処理費が少なく、1,800万円程度を第4条の減債積立金にしているなどという答弁がされたことは重大だというふうに考えます。総務省は、分流式下水道等による経費の繰り出し基準を踏まえ、汚水処理経費についても使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分すると、こういうことを当然のごとく求めています。しかし、滝川市ではこれまで一度としてこれが明確にされたことはありません。そして、きょうの私の質疑に対して、1,800万円余が使用料より少ないことを減債積立金に回しているなどと説明しましたが、その積み上げの計算を数字を求めたところ、答弁すらされませんでした。これは、料金を値上げする際の最低限の最も基本的なことに対する答弁ができなかったということです。こういう状態で料金を値上げするなどということは、もってのほかだということを私は強く述べて修正案に対する賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

まず、本案に対する清水議員外1名から提出されました修正案についてを起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

したがって、議案第3号の修正案は否決されました。

次に、議案第3号の原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号 教育委員会教育長の任命について

○議 長 日程第11、議案第4号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第4号 教育委員会教育長の任命につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

教育委員会教育長、山崎猛氏が平成30年6月26日付で任期満了となります。このため、後任として引き続き山崎猛氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、山崎猛氏の略歴書につきましては参考資料としてお手元に配付をさせていただいておりますので、お目通しをいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

だきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第12 議案第5号 議員の派遣について

○議 長 日程第12、議案第5号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、野地和英氏が平成29年11月25日に逝去されたことから、後任の候補者として内潟佐喜子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の

規定により本議会の意見を求めるものでございます。

内潟氏の略歴につきましては参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件について可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月13日から6月18日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月13日から6月18日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時30分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員